

佐賀地方労働審議会

第1回家内労働部会

1. 日 時 令和 3年 5月31日（月） 10時00分～
2. 場 所 佐賀第2合同庁舎5階 共用小会議室
3. 出席者

公益委員

板 橋 江利也
高 木 京 子

労働者代表委員

石 隈 由紀子
小 池 和 明

使用者代表委員

松 永 智 彦

事務局

労働基準部長
賃金室長
賃金指導官

川 辺 博 之
野 村 徹 哉
河 野 有 美

○ 賃金指導官

定刻になりましたので、ただ今から、佐賀地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。

本日は、地方労働審議会令第8条第3項に規定する、部会開催に必要な定数は満たされており、本家内労働部会は有効に成立している旨、御報告いたします。

本日は、初めての家内労働部会ですので、部会長並びに部会長代理が選出されておりません。

このため、部会長並びに部会長代理を選出していただくまで、事務局で議事進行を務めさせていただきます。

進行役は、賃金指導官の河野でございます。よろしくお願いします。

最初に、今期の家内労働部会委員につきましては、お手元の資料1ページ目資料1の「佐賀地方労働審議会家内労働部会委員名簿」のとおりでございます。本審の会長から指名されておりますので、併せてご確認ください。

次に、事務局を代表しまして、労働基準部長の川辺より皆様に一言御挨拶を申し上げます。

○ 労働基準部長

労働基準部長の川辺でございます。

令和3年度「第1回佐賀地方労働審議会家内労働部会」の開催にあたりまして、事務局を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

本日、委員の皆様におかれましては、業務御多忙中のなか本部会のためにお集まりいただきまして、御礼を申し上げます。

この度、家内労働部会を開催するに至った経緯につきまして、確認の意味合いも込めまして改めて申し上げますと、前年度の佐賀地方労働審議会に於いて、最低工賃の低さについて放置すべきではないこと、最低工賃は平成12年からおよそ20年間改定されていないということは問題であること、それから、技能継承も含めた産業政策的観点からも、最低工賃を改定も含めた議論を行うべきであることの問題提起がなされたことを受けまして、家内労働部会から地方労働審議会に対して、現状を踏まえた提案を行うこととされたことによります。

また、本部会で御議論いただくに当たって家内労働の現状を把握するための実態調査を実施することになっておりますけれども、調査の内容等を本部会で検討いただくよう御意見を賜ったところでもございます。

そのため、本日家内労働の現状の把握の方法について、委員の皆様の御意見を賜りたいと考えております。

事務局といたしましては、御意見を踏まえた上で必要な資料等を揃えまして、御議論が円滑に進むように尽力させていただきたいと考えておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

○ 賃金指導官

今日は、佐賀労働局になって、初めての家内労働部会の開催でございますので、まず最初に家内労働部会の役割についての確認をさせていただきたいと思います。

家内労働部会は、佐賀地方労働審議会の部会の一つでございます。佐賀県最低工賃の改正又は廃止の必要性等について調査審議を行って、意見を述べる機関という位置づけになっております。

次に議題の（１）「部会長及び部会長代理の選出について」でございます。地方労働審議会令第６条４項及び第６項において、「部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうち委員が選挙する」とされておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

○ 高木委員

これまでの実績に鑑み、板橋委員に部会長をお願いしてはいかがでしょうか。

○ 賃金指導官

ただいま、部会長に板橋委員のご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

○ 各委員

異議なし。

○ 賃金指導官

ありがとうございます。それでは御賛同いただきましたので、部会長に板橋委員ということでよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし。

○ 賃金指導官

部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第6項から部会長があらかじめ指名することとなっておりますので、部会長から御指名をお願いします。

○ 板橋部会長

家内労働部会の公益委員は2名ですので、部会長代理には高木委員ということでもよろしくをお願いします。

○ 賃金指導官

ありがとうございます。

それでは、部会長に御就任いただきました板橋委員より御挨拶をよろしくをお願いします。

○ 板橋部会長

公益代表を務めさせていただいております、板橋と申します。

平素より様々な会議に於いては、大変お世話になっているところでございます。本日は家内労働部会ということですが、平成12年とかなり前に開かれて以来ということですが。

本日は御提案があつての開催ということですが、事前に伺っているところでは大事な内容になるのかなと考えております。本日は進行を務めさせていただきますけれども、御審議への御協力をよろしくお願いいたします。

○ 賃金指導官

ありがとうございました。

それでは、次に部会長代理に御就任いただきました高木委員より御挨拶をよろしくお願いいたします。

○ 高木部会長代理

高木でございます。

今までは他人の賃金について無頓着でしたが、色々勉強させていただくうちに、とても大切なことでしっかり取り組まなければいけないなと思っております。力不足ですが、よろしくお願いいたします。

○ 賃金指導官

ありがとうございました。

それでは、これ以降の進行につきましては、板橋部会長、よろしくお願いいたします。

○ 板橋部会長

それでは、議題（２）の「佐賀地方労働審議会家内労働部会運営規程について」ですが、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○ 賃金室長

賃金室の野村と申します、よろしくお願いいたします。

まずは、資料を見ていただきたいですが、資料の２ページ以降は、家内労働法を参考までにお付けしております。資料の８ページ以降に、家内労働規則を付けさせていただいております。

１５ページを御覧いただきたいと思いますが、厚生労働省組織令（抄）でございます。その中で、地方労働審議会について第百五十六条の二で、「都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。」ということで審議会が設置されているところでございます。

次に、１６ページですけれども地方労働審議会令でございます。その一番下に（部会）第六条に、「審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。」ということになっております。

１７ページを御覧いただきたいと思いますが、先ほど、地方労働審議会令第６条第４項と第６条第６項という話がありましたけれども、審議会令第６条第４項で「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」、第６条第６項で、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」ということになっております。

１８ページは、佐賀地方労働審議会運営規程でございます。この運営規程の中の第９条に、「審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。」ということで、二として家内労働部会を設置しますということになっております。

下に１３条がありますけれども、「この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。」となっております。

先ほど、説明がありましたけれども、家内労働部会は佐賀労働局になってまだ開かれていないため、運営規程を作る必要があるということになってきます。

20 ページを見ていただきたいと思います。佐賀地方労働審議会と家内労働関係部会の関係でして、佐賀地方労働審議会のその下に家内労働部会と最低工賃専門部会がございます。最低工賃専門部会については、最低工賃の決定・改正に関する事項ということで、具体的な金額を審議する機関となっております。

21 ページは、佐賀地方労働審議会家内労働部会運営規程の案を付けさせていただきます。

第1条では、「佐賀地方労働審議会家内労働部会の議事運営は、厚生労働省組織令、地方労働審議会令及び佐賀地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。」としております。

第2条は「所掌」として、「部会は次の事項について、調査、検討を行う。」と規定しております。①佐賀県最低工賃の改正又は廃止の必要性に係る事項、②その他、家内労働者の安全及び衛生の確保、工賃支払の確保等に関し、必要な事項について、調査、検討を行うということです。

第3条は「構成等」ということで、第1項で、「部会の委員は佐賀地方労働審議会会長が選出するものとする。」。

第2項「部会に部会長を置き、公益を代表する委員のうちから会に属する委員の互選により選任する。」。

第3項「部会長は、部会長代理を指名することができる。」。

第4項「部会長代理は、部会長に事故があるとき、又は委員長が特に必要と認めて指示するときは、その職務を代理する。」。

第4条として会議は、「部会長が必要と認めたときは、部会に、部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。」。

第5条として公開は、「部会は公開する。ただし、部会長が必要と認めたときは、部会を非公開とすることができる。」。

第6条として議事録は、「議事録は公開とする。ただし、部会長が必要と認めたときは、議事録を非公開とすることができる。」。

第2項として、「前項の規程により議事録の全部又は一部を非公開とする場合は、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。」。

第3項として、「部会の資料は公開とする。ただし、部会長が必要と認めたときは、資料を非公開とすることができる。」となっております。

次に 22 ページを開いていただき「報告」というのがあると思いますが、第 2 条の所掌で、部会はどのようなことをするのか説明させていただきましたが、第 7 条で「部会で検討した事項は佐賀地方労働審議会へ報告するものとする。」となっております。

「庶務」として第 8 条「部会の庶務は、労働基準部賃金室において処理する。」。

「雑則」として第 9 条「この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定めるものとする。」ということです。いろんな物を参考にしながら、事務局として佐賀地方労働審議会家内労働部会運営規程の案として作成しましたので、部会に提出したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 板橋部会長

ただ今の説明につきまして、各委員の皆様から御意見、御質問等がございましたらお願いします。

○ 小池委員

この運営規程は、今回が初めてですもんね。

○ 賃金室長

佐賀労働基準局時代のものはありますが、労働基準局長とか全部表現も違ってありますので、新しく作る必要があります。

○ 小池委員

それでは、この部会で改廃も全てやるわけですね。

○ 賃金室長

はい、そうです。

○ 小池委員

施行日の日付も今日になるわけですね。

○ 賃金室長

はい、今日になります。

○ 小池委員
はい、分かりました。

○ 板橋部会長
ほかにございますでしょうか。

(質問なし)

○ 板橋部会長
よろしいでしょうか。

○ 各委員
はい。

○ 板橋部会長
ありがとうございます。
それでは、佐賀地方労働審議会家内労働部会運営規程は、これでよろしい
でしょうか。

○ 各委員
はい。

○ 板橋部会長
それでは、(案)を消していただき、日付を令和3年5月31日と記入して
いただいてよろしいでしょうか。
それでは、議題(3)の「佐賀県「婦人既製服製造業に係るまとめの業
務」に係る最低工賃について」ですが、事務局から資料の説明をお願いします。

○ 賃金室長
資料の23ページを御覧いただきたいと思います。資料4の佐賀県「婦人既
製服製造業に係るまとめの業務」に係る委託状況実態調査についてですが、
これは昨年11月に実施した地方労働審議会に於いて提出された資料と同じも
ののです。今回改めて精査した結果、数字が少し違っていたものがありました
すので、後ほど説明させていただきたいと思います。

24ページは、佐賀県「婦人既製服製造業に係るまとめの業務」に係る最低

工賃についてです。昨年の夏から秋にかけて、郵送による実態調査を行いました。

2として調査の概要がありますが、

(2) 調査対象事業場数が11事業場です。「婦人既製服製造業に係るまとめの業務」を佐賀県内で行っている事業場が11事業場ありまして、11事業場分全て回収できました。

(3) 調査対象家内労働者数が84人で、うち回答を得られた家内労働者数が52人です。事業場に調査票を送りまして、事業場から家内労働者の方に家内労働者用の調査票を配っていただきまして、家内労働者が記入された調査票は事業場を通してではなくて、直接、佐賀労働局の方に送ってもらうというような調査の方法で実施しております。

28ページを御覧いただきたいと思いますが、実態調査の目的は「婦人既製服製造業に係るまとめの業務」に係る委託者数、家内労働者数及び工賃の実態把握についてということです。昨年9月11日から10月16日にかけて、11事業場について郵送し回答を求めたということでございます。

29ページを御覧いただきたいと思いますが、「委託状況実態調査結果の特徴」でございます。佐賀県内に於ける、総工賃額と家内労働者数です。実態調査というのは、原則3年毎に行う調査でございます。

平成12年度は、前回最低工賃が改正された年でございますが、21事業場で240人の家内労働者がおりました。平成28年度の前回調査では、20事業場で102人の家内労働者でした。令和2年度の調査では、11事業場で84人の家内労働者というふうに減少しております。

2として「委託者別家内労働者数の割合」ということで、11事業場で84人と説明しましたがけれども、A社1社で26人、B社1社で25人、その他9社で33人となっており、A社とB社のこの2社で家内労働者の6割を占めております。

30ページ以降は、委託者事業場の調査結果でございます。11事業場についての調査結果が、30ページ以降となっております。

31ページは、委託者の意見でございます。

32ページを御覧いただきたいと思いますが、「工程別及び1枚(個)当たりの工賃額階級別委託者数(委託額調査)」がありますけれども、この表の中に太い線があると思います。例えば、見返し端まつり(千鳥)であれば、7~8と8~9の間に太い線があると思いますけれども、この太い線の左側にある数字が最低工賃未満の数字です。

右側を見ていただきたいと思いますが、平均と前回調査平均それと現行最低工賃額というのがありますけれども、平均を見ていただいてその2個右側

の現行最低工賃額と比較していただきたいのですが、今回調査の平均で現行最低工賃額を下回っている数字はありませんでした。

33ページは、ワンピース、ブレザー、コート等それぞれの平均工賃額を出した数字であります。

次に34ページを御覧いただきたいと思いますが、34ページ以降は家内労働者調査結果となっております。1の年齢を見た場合ですと、50歳以上が43人ということで、52人中43人が50歳以上となっております。2として平均年齢がありますけれども、62.4歳で平均経験年数は10年と1月となっております。

35ページを御覧いただきたいと思いますが、35ページについて訂正と言いますか、前回提出した内容を訂正した箇所があります。

表の一番上の欄の③をご覧ください。これは1時間当たりの工賃額で、「①÷②×60」で算出しています。①というのは③の左に2つ隣で、「平均①」というのがありまして、家内労働者からの回答で得た、各工程の平均工賃額です。

この欄の一番上に「13.20」という数字がございますが、これは「見返し端まつり（千鳥）」の工程についての平均工賃額が13.2円であったということです。

その右側に②平均所要時間があって、これが1.3分となっております。

従って、①13.2円を②の1.3分で割って1分当たりの金額を出して、それに掛ける60をしたら、③の1時間当たりの工賃額が出ます、ということになっております。

ただ、ここで電卓を使って①割る②を計算し掛ける60をしても596円という数字にはなりません。これは、この表には①とか②が下1桁とか下2桁で書いておりますが、実際にはエクセルを使って下12桁で計算しておりますので、表にある数字を使って電卓で計算しても596円にはならないですけれども、この596円という数字は正確な数字です、ということで御了解をいただきたいと思っております。

その右側に「④1日当たり工賃額」として、「③×8」で計算した4,769円という数字があります。一段目の「見返し端まつり（千鳥）」は596円×8で4,769円でもいいんですが、昨年11月にお配りした資料では、二段目以降の欄について上手くエクセルの数式が入っておらずに、「③×8」の数字になっておりませんでした。今回、資料を精査する中でその誤りが見つかりましたので、今回二段目の4,667円以下の数字は修正させていただきました。

35ページについては、全家内労働者数についての集計となっておりますので、右上に※印でそう書かせていただいております。

36ページは、同じような表が付いておりますが、こちらは経験年数が1年以上3年以下の家内労働者についての集計となっております。ここについても、先ほど説明しました③の数字は、①割る②掛け60を電卓で単純に計算してもこの数字にはなりませんということと、④についても③掛け8時間で一段目はいいんですけれども、二段目以下が上手くエクセルの数式が入っておりませんでしたので、今回、修正させていただいた数字になっております。

37ページは、家内労働者の声ということで「子育てしながら家庭で仕事をしたい人が、稼げるように工賃を上げていただきたい。」とか「時間がかかるわりには、安い。」といった意見がありました。「今までのまま、内職が出来ればいいと思っています。」とか「自由な時間に働けるのは、とってもありがたい。」とか、そういった意見もございました。

38ページ以降は、実際に使用した調査票を参考までに付けさせていただきます。

次に資料5になりますが、これについては、今年の3月の地方労働審議会での今後の最低工賃の審議について、工程表に沿って行っていくということです。「佐賀地方労働審議会家内労働部会の今後の進め方」としてまとめたものです。

本日が第1回の家内労働部会で、「部会開催の経緯、目的の説明」「今後のすすめ方」「実地視察の方法について」でございます。工程表で6月に実地視察を行いましょうということになっておりましたので、実地視察に行つて、第2回家内労働部会を9月に開催し「実地視察結果の報告」を行い「最低工賃の改定の必要性の検討結果とりまとめ」「報告書（案）の提示、議論」「報告書のとりまとめ」を行つて、今年の11月頃に開催される令和3年度佐賀地方労働審議会（第1回）に報告を行う予定です。

ページをめくっていただきまして、資料6でございますが、事前に委員の皆様方の所に伺つて事前に説明させていただいた資料と、若干変わっております。何が変わっているかと申しますと、一番下の「家内労働者」ですが、お配りした時は、「家内労働者」は除いていましたが、今回、入れさせていただきました。

佐賀県「婦人既製服製造業に係るまとめの業務」に係る関係労働者及び関係委託者の実態把握について（案）

1 実施時期

令和3年6月9日（または23日）

2 実施方法

(1) 視察の対象委託者（事業場）の選定及び視察の方法等

- ・実態調査で把握したA社（家内労働者26人）。
- ・事業場に訪問の上、作業現場の見学及びヒアリングを実施する。
但し、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、事業場視察が困難な場合については、電話又は調査票の送付等により実施する。
- ・視察体制は、部会長1名及び事務局2名（計3名）により実施する。

3 ヒアリング項目

視察の際に委託者及び家内労働者から聴取する事項は、部会委員と協議の上、事務局において、あらかじめ準備し整理して調査票を作成する。

(例)

○ 委託者（事業場）

- ・縫製業（繊維業）を取り巻く状況（労働者数、売上、設備投資、コロナ感染症の影響等）
- ・従事している家内労働者が多い作業工程及び工賃額が低い作業工程
- ・家内労働者に業務を委託している理由
- ・工賃単価の改定状況（直近の引上額及び改定期限、若しくは改定しない理由）等
- ・最低工賃額の認知度等
- ・最低工賃額の改定（引き上げ）による影響

○ 家内労働者

- ・現在の委託状況
- ・家内労働に従事している理由
- ・現在の工賃単価について（納得されているか等）
- ・最低工賃額の改定（引き上げ）について

事務局として、委託者（事業場）から聴取する内容について、考えられる内容を記載しておりますが、これ以外に追加することがあれば、この場でご議論いただきたいと思います。

以前お配りした資料では、家内労働者の項目は付けておりませんでした。

今回、実施方法等を検討する中でも、最初は家内労働者に事業場へ来ていただいて話を聴くことを想定して、実施方法等の中に（2）として家内労働者についての調査も入れておりました。

ところがA社とB社に伺って話を聴いたところ、家内労働者自身が家に居る必要がある人ということで、事業場に来ていただくということも難しいということと、実際来ていただくとなると何かしらの謝金を支払う必要があるのではないかということ、逆にこちらが家内労働者の家に行って話を聴けますかという話もしましたが、家内労働者の方は自宅で作業をされていますので、家庭の中に入るのは難しいだろうということで、実施方法等の中の家内労働者についての項目は削除させていただきました。それに伴って、ヒアリング項目の中の家内労働者についても削除したものをお配りしていましたが、昨年の実態調査の中で、家内労働者からの回答が52人分ありまして、調査票の中に家内労働者の方の電話番号等も書いてありますので、電話等で事務局が調査することは可能であろうということもあって、家内労働者についての調査を載せました。

家内労働者について、これ以外にも聴いてもらいたいことがあれば、御議論いただきたいと考えております。

A社とB社について、5月7日に事務局の方から実際に行き行って話を聴いてきましたが、事前にお配りしていた様式に少し追加したりしておりますので、これについて、事務局の河野の方から説明させていただきたいと思います。

○ 賃金指導官

それでは、お手元の1枚ものの資料を御覧いただきよろしいでしょうか。以前お配りしたものは横版になっておりましたが縦版に様式を変えております。委員の皆様は、A社、B社へお話を伺った際の状況について御説明をした時に、企業のイメージが湧きにくいのですとか、家内労働者の方の意見はどうなのか、という御意見がございましたので、その辺りを踏まえて作成をし直しております。

A社、B社それぞれ上の欄に、ホームページから確認できる内容で、資本金や労働者数などの事業の概要について加えさせていただいております。両社とも、御覧の通りほぼ同じような品目を扱っておられ、規模もほぼ同じ規模かと思っております。

詳細については、一覧表を御覧いただければよろしいかと思っておりますけれども、ページをめくっていただき裏面の一番下の欄に、昨年行った「令和2年婦人既製服製造業最低工賃に関する実態調査から判明したこと」ということで、昨年の実態調査の結果について加えさせていただきました。この実態調査は昨年8月分の実績で報告を行っていただいておりますので、その数字がもとになっています。

二段目の8月分の総工賃額というのは、委託者（事業場）からの回答で、全家内労働者の全工賃額を比較しております。

A社は約30万円、B社は587,287円となっており、それぞれの家内労働者はA社が26名、B社が25名ということです。この全員分の総工賃額ということになります。

3段目以降は、家内労働者の内訳でして、3段目は、家内労働者の平均年齢で、A社が64.3歳、B社が54.2歳となっております。

4段目の平均経験年数としましては、A社が2年10か月、B社が10年6か月となっております。

次の平均就労時間といいますのは、今回の調査で、家内労働者から昨年8月分の就労日数と1日の平均就労時間、それと工賃額を回答いただいておりますのでこれから算出したものです。この辺は、あくまでも「平均の就労時間」という書き方ですので、この数字自体がどこまで実態を反映しているかというのはわかりかねるところもございますけれども、今回回答をいただいた数字を全て平均して出した数字でございます。

平均工賃額につきましても、昨年8月一か月の工賃額について御解答いただきましたので、それを回答数で割った平均額となります。

また、実態調査票の問4で「最低工賃や委託条件など家内労働に関する意見・要望がありましたら記入してください。」と自由記載欄を設けておりましたので、そこにA社とB社の家内労働者からいただいた意見をそのまま書かせていただいております。

こういったところを踏まえて、更に視察をするのかどうかを含めて、家内労働者及び委託者に確認すべき内容というのがありましたら、この場で御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 板橋部会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、色々ございましたけれども御意見、御質問等ございましたらお願いします。

○ 松永委員

松永と申します。今お話を聞きながら、様々なことを考えておりました。先ず目的は、工賃を見直すか見直さないかどうか、そういったことから話は始まってます。そこから考えて、次に改定される金額の話を考えてみました。

今、事務局の方からお話をいただいた中では、部会長1名事務局2名の3名で視察に行かれることは、異議はございません。しかし、その次の8月下旬から9月上旬に実施予定の第2回家内労働部会に、視察のまとめたものが出されて家内労働部会の第2回で審議するということになると、この視察した内容について考えることができるのは、部会長と事務局だけになるのかなと思います。

その他の委員は、視察について少し考える時間がないかなと。例えば、事業場に訪問して、どのような状況でミシンがどのくらいあってとか、事業場には家内労働者の方のミシンは当然ないですけども、現地の状況が今手元にある1枚物の先ほど読み上げていただいたペーパーも文字ばかりで、ちょっとイメージが非常に湧きづらいということがございます。

今、想像を膨らませながらいろいろと考えておりますけれども、先ほどのアンケートの中でも家内労働者の就労時間というの、例えば、お湯を沸かしながら就労しているのも含めて就労時間とされているのかとか。家で仕事をされている訳ですから、洗濯をしながら裁縫をされているのかなとか、そういったいろいろ考えられる中で考える要素がもう少し欲しいなと思います。

例えば、提案ですけども見学をして頂いたお話を、例えば、写真ですとか動画とかそういった物で私たち委員にも見せていただければ、見学したような空気感とか雰囲気とかそういったものが味わえて、少し考える材料になるのかという気がいたしました。

ですので、可能であれば写真の配付とか、部会とか参集するまでもないと言うことでしたら、何か考えられるような実際見られるようなものを御提供いただければ、ありがたいかなということを思いました。

以上です。

○ 板橋部会長

はい、ありがとうございます。

ただ今の御意見も含めまして、何かございましたらお願いします。

事務局からの回答は、まとめて行いますか。

○ 賃金室長

見学自体を、6月のこの時期に出来るかどうかという、福岡県の「非常事態宣言」とかもございまして、A社もB社も共に唐津の会社でございまして、福岡が近いということから、個人的には実施は微妙かなと思っておりますが、そこも含めて検討していただきたいと思います。

見学をしていきなり2回目を開いて、その時に資料を示されてその場で考えるのは難しい、と言ったお話だったと思います。

事務局で考えているのは、見学に行く行かないは別として、5月7日に行って色々と調査しておりますので、ここで足りない部分とか家内労働者について足りない部分は、これから補足して調査をして行くつもりではありますが、その調査結果は、まとめて事前に2回目を開く前に委員の皆様の所に、前回みたいに回ろうかなと考えております。

どうかなと思うのは、写真というのは事業場の了解を得られればということですね。もしかしたら、そのような事を嫌がる事業場もございますので。

○ 松永委員

そうですね、分かります。

私としてはもう少し文字だけではなくて、折角見学に行かれるのであれば何か、目で分かるような、例えば、建物が30年近くなのかなとか5年近くの建物だとか、そういった雰囲気でも結構です。現状では想像するに乏しいかなと感じております。

○ 板橋部会長

ほかに何かございますでしょうか。

○ 小池委員

言われるとおり、想像がなかなか付きにくくて、例えば、35ページにいろんな工程があって、これが細分化されて分単位とか作業時間とかにまとめてありますが、発注する時には、例えば、一つの工程だけを連続してされるのか、月単位で変わるのか、その辺が言われるとおりイメージが湧かないのですよ。

仕事を受ける方からすると、高い単価の方を受けたいわけだから、個別に配分されているのかどうか、それがひとつ。

もう一つが、写真でもいいですが工場でする工程と家内労働に持って行く工程の作業の区別が分らないです。そこは、逆に言われるとおり、見学に行かれるときに人はいいとして手元の写真とか、委託先の工程の写真とか流れをイメージしたいなと言うのがひとつ。

もう一つが、44ページにヒアリング項目がいくつかありますが、家内労働者に工賃額の改定（引き上げ）について意見を聞けば、当然、引き上げてくれと言いますよ。ただ、この最低工賃をご存じなのか、更には他県の同じような工程の単価が、えらい佐賀は安いよねとか逆に高いよねとか、この比較論をご存じなのかが分らない。

だから、唐津に住んでいて、この応募があって家内労働に手を挙げるけれども、本当は高い福岡で働きたいと。敢えて唐津、佐賀だからしょうがないよと言うのか、そこにヒアリングの質問を一つ入れて欲しいなと言うのが希望です。

取り敢えず、二点お願いします。

○ 板橋部会長

ありがとうございます。ほかにございませんか。

○ 石隈委員

先ほどの小池委員が言われたのに近いですが、家内労働者の方は当たり前なんですけど、工賃を上げて欲しいと言われるのは当然だと思うんですね、もう何年も最低工賃が変わってないというところで。

ただ、雇われてる側の方もやっぱりもう少し付加価値を上げないと、なかなか仕事が減っている中でもう少し付加価値を上げないといけないということも悩まれているみたいなんですけど、労働者の方が、いろんなアイデアを持っていたりとかこういう風にすると効率がいいとか数がもっと作れるとか、アイデアを結構労働者の方は持っていると思います。経営者の方も勿論お持ちだと思いますが、やっぱり目線といいますか視点が違うので。

そういうことをお話しするような場が、そもそもあるのかどうか。言われたものを言われたとおりに作っているだけなのか。ちゃんとそういう風な、こういうやり方がありますよとかアイデアを出したり、というようなことがもしあるかどうか、今後引き上げていくのかいかないのかというところのポイントになるんじゃないのかなと思っています。

その辺りのやり取りがあるのかということも、聞いて頂けたらと思っています。

○ 板橋部会長

ありがとうございます。松永委員どうぞ。

○ 松永委員

私が勉強不足で、考える基準と言いますか、考え方を教えてもらいたいところがありますが、話を聞いている中で最低賃金とかの話でいくと、当然県毎によって地域毎によってばらつきがあるのは理解できます。なぜかと言うと、物価の違いですとか地価の違いですとかが反映されているものだと私は理解しております。

それを考えると、最低工賃というのは就業場所が自宅、住んでいるところで労働しているというわけですから、地価とか考えなくてよいのではないかと。何を言いたいかと言うと、佐賀と長崎と福岡で工賃が変わる必要があるのかいろいろ考えていました。

○ 労働基準部長

基本的に法律の立て付けとしては、最低賃金と同じ考え方を取っているところではあります。ただ、おっしゃるとおりそういう事も観点としてはあり得るのかと思います。

○ 松永委員

あり得るんですね。今、思い付きでしゃべらせてもらったんですけども。労働するに当たっての家賃は掛かっておりませんし、考え方が最低賃金と同じような考えで良いのかと一瞬ためらったところでした。

見直しとか上げるとか下げるとか、下げはしないですけど、そういうのを考える時にどのような考え方が良いのかなとか。

○ 労働基準部長

分かりました。それは、次の部会の時に考え方というのをきちっと整理をして、お伝えをさせて頂きたいと思います。

○ 松永委員

ありがとうございます。

○ 板橋部会長

小池委員どうぞ。

○ 小池委員

言われるとおり、基準というか、根拠の出し方が分かりません。需要と供給だけのバランスなのか、言われるとおりに物価指数も入れるのか、今回、既製服製造業の部分だけではなくて、普通の一般市場のこういう作業はまだいっぱいあるわけですよ。

法的に基準が無いだけであって。では、そっちはどうかと。だから、その辺が見えないですね、いわゆる家庭内労働といわれるものが実際はまだある訳ですよ、市場には。ちょっと言われるとおりに分からないなど。ただ、上げる下げろの論議では基準が無いのでどうなんだろうと。

○ 労働基準部長

分かりました。御質問と言うことで受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

今のご疑問も含めて、きちっと整理して御説明させて頂きたいと思えます。

○ 板橋部会長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○ 松永委員

もうちょっとA社B社出していただいて、結構高級な服がポイントなんです。B社は、意外とニーズが高くて技術力も高いので単価も意外と高いです。

今回、コロナで雇用調整助成金も両社申請されておりますけど、やはり、家内労働に委託される仕事のレベルが高いなと思いましたが、特にB社。

A社も、同じように高いのだけと言われるとおり最低工賃の価格をご存じないので、意外と今まで低く抑えられたなというのが率直な気持ちです。

敢えて、A社B社について、その差は、何だったのだろうみたいな分析をしないと。B社はそれなりに、処遇されておりますので、この辺の違いがヒアリングされる時に分かればなというのが率直な気持ちです。

だから、意外とニーズが高いんですよ。まだボタン付けでも機械では無理だから外に出すみたいにして書いてますんで、やっぱり先ほど石隈委員が言われたとおり、レベルが高い縫い方されるんです。その辺のニュアンスを調べて来ていただければいいなと、逆にこういう時代だからこそもっと増えるんじゃないかと思うんですよ。

要は、介護とか増えてきてますと家から出られない方もおられる、それでは何か内職がないかと、だからこういう募集も増えてきているのではないかという傾向も出てくると考えます。それも含めてニュアンス的に調べていただければ、ありがたいなと思えます。

以上です。

○ 板橋部会長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

私の方から今ご意見があったことについて、少しお話をさせていただきます。私が説明を受けた中では、A社の方は最低工賃があることを知らなかつ

たと言われておりますが、これがどうなのか。その業界にいらっしゃりながら、最低工賃を知らないということが本当なのか、というところがあるのと、やっぱり知らなくてしかも罰則があることを伝えたところ、工賃を上げる意向を示された。ということは、最低工賃以下で仕事を依頼していたというところがあります。

今、おっしゃっていただいたように、いくら上げるのかとか、上げること自体についての妥当性がどうかということもあるかと存じますが、

こういった会社がある、最低工賃を守っていない会社があって、それを知らなかったと言われていることを考えると、今回の最低工賃について、何らかのアクションを起こすこと自体が、労働者の基準の100人を下回っていて、ある意味廃止の方向で検討されるようなことだという御説明もいただいたんですけども、反面、今おっしゃっていただいたように今後増加する可能性もある中で、そのこと自体が象徴的な意味を持つのではないかと思います。やはり上げる金額とか、いろんな調査が必要であると思います。

今回、見直しということ自体が、そういったことが放置されていないということの、ひとつの象徴的な大きな動きかなということと、あとは最低工賃を会社が知らなかつたというところが今回調査をしていただいたことで分かりましたけれども、今後増えるかもしれない働き方で、ある意味搾取されているという、言い方は悪いですが最低工賃以下でも家でしか働く時間が無いといった、もしかしたら様々な事情がおりだとは思いますが、どちらかと言えば弱い立場で働かされているかも知れない、そういった声が届きにくい環境で、労働条件の悪いことを強制されているような、そんな可能性があるというところも私としては感じさせていただいたところです。

先ほど、ご自宅でいろんな作業をされながら、といったお話がありましたが、ご自宅なので今後コロナで在宅勤務等が増えた場合に、様々な職場で今話題にはなっているとは思いますが、この時間をどのようにして確認するのかといったようなことはありますが、逆に、これが習慣化して工場の作業と家内労働での作業を分けてされているとすると、作業場が家だということ、逆に言えば経営をされている方からすると家を利用しているとも言えないです。会社に来てやって下さいとなると、お互いの利害が一致しているので家でやっているわけです。会社の立場から言えば、家を労働の場所として貸して貰っているとも言えないのかなと思います。

松永委員から御意見をいただいたなかで、私も思ったのは工賃の労働時間の把握をどうやってされているのかは、調べていただきたいところかなと思います。逆に、この分量のものを仕上げるのに、全体でいくらいくらと決め

てあって、それを時間で割ったら大体こんなものですよということで計算されているのか、そこは把握していただきたいところです。

おっしゃっていただいたように正確に把握していただいて、調査の仕方については工夫が必要かなというところもあって、そこはちょっとお願いしたいと思います。

いかがでしょうか、何かほかにございますでしょうか。今申し上げたことも含めて。

私をご説明いただいたときに個人的な意見は申し上げたのですが、経験年数が2年以下とか10年いくらとかボタンの付け方が機械でできないとか、こういったものの私も認識が合っているかどうか分かりませんが、この地方労働審議会に参加させていただくなかで、もう人がいなくなってきたからもう考えなくていいといったものが、いくつか今までも出てきたところです。

ただその技術ですね、技術が外国アジアの方に全部行ってしまえばいいのか、そういった技術がきちっと日本の中でちゃんと受け継がれていくというのか、働いている方がいらっしゃることで受け継がれていくべきものがあるのではないかということや、人件費が例えば中国の方が下手すると日本人よりも、今人件費が上がっているとかニュースで目にすることがありますけれども、そういった場合にはまた戻ってくるのではないかと、その辺も考えさせていただくところです。

あまり観点をがっちりしすぎるといけないんですけど、いろいろと考えさせていただくところです。

あとは調査の仕方について御提案がありましたけれども、今お話がありましたようにコロナのことがありますので、直接お伺いしてということが出来るのかということが一つと、1回調査をしていただいて大体は把握はしていただいているんですけども、仕事を委託している側とされている側では、家内労働者の方のほう立場が弱いので、本当の事をお話しいただけるのかというのがあります。

その正確性というか、ただいま最低賃金の最低工賃自体を御存じなのかということを含めて、そちらの方が結構重要なのかなと思います。売り上げの金額を見てみると、結構A社もB社もどちらも割と数字では分かりませんが、二桁億円の売上があられるということで、中々大きな事業規模なのかなと推測するところです。

実際の調査方法については、どのように決められますか。こういう風に調査しますとか、今日すぐには分からないですね。川辺労働基準部長も、お考えいただくということだと思いますが。

○ 労働基準部長

はい、そうですね。

実態調査は、直接行ってどうするかは相手の了解を取らないといけないところもございますので、本日御意見をいただいた中で事務局でも精査しまして調査の対象企業には御説明をさせていただきたいとは思っております。その上で、調査票を整理したいと思っています。

また、お話いただいた中ではイメージが湧きにくいということがありましたので、何らかのビジュアル的な資料を用意させていただく必要があるのかなと思っています。相手次第というところがありますのでここで即答はできませんが、できる限り行って写真なんかを撮らせていただけるような形でお願いはさせていただきたいと思っています。

○ 板橋部会長

その家内労働をされている方々の連絡先は、その前の調査の時に把握されておりますか。

○ 賃金室長

はい、そうですね。

回答いただいた方については分かります。

○ 板橋部会長

新たに調査する必要があるかどうかなんですけれども、今御提案があったように最低工賃自体を御存じなのか、法的なところは分らないですが、会社の方が知らせるべきものなのかですね、そういう事も含めて前回の調査で調査しきれてない部分について再度お聴きいただくべきかなと思います。

私は、説明においでいただいた際に思いましたのは、コロナのこともありますし、それぞれの御自宅にお訪ねするということは難しいと思います。電話調査が、一番適切なのかなという風に考えました。

あとは会社との関係で、例えば、会社で聞き取りをした場合は本当の事を言っただけでないようなことも可能性としてはあるので、電話での聞き取りがいいのかなと思います。

早い時期だと9日ですので、そんなに時間がないと思いますけれども。

ほかに何かございますでしょうか、調査に関して。

○ 松永委員

ちょっと小さいことですがアンケートの中に糸代とか経費について、41 ページの間3に材料費として糸代とかミシン針とかの負担額がございました。

家内労働者をされている方は、聞いているところでは結構年配の方でなかなか動きが取りづらいという話を聞いておりました。イメージとしては、材料が会社から家内労働者に送られてきて、例えば、ボタンが1万個とか糸が束になった物が送られてきて、それを作業して送り返すのかなとかそういったことをイメージしておりました。

ここに必要経費というのがございますので、家内労働者が買われておられるのであれば、例えば、糸代とか私が裁縫する糸が売ってあるお店に行ったら糸代がどれくらいだとか、そこで見て感じる金額とかが入ってくるのかなという気がしました。

また、家内労働者の方が自分で買いに行っているのであれば、そこまで家でなければならぬことでもないのかなとか。必要経費は、それぞれが買われておりますかね。準備されて会社に卸されているのかなあ。

○ 労働基準部長

そこは、ケースバイケースですね。

例えば、一般的な形で御説明させていただきますと、ボタンとか糸とかも会社側で全部用意してこれでやって下さいと、工賃だけをお支払いするケースもあれば、一回会社側から渡しますが、それを買ってもらって、その材料費プラス工賃をお支払いするケースもあります。

基本的には委託者の方から材料を渡してそれで作業をして、工賃を貰うというのが普通ではありますが、材料を一回買って貰ってというケースもないことはありません。また、いろんな作業をしていく中で、自分でこの物は必要だなという事もあり得ることもあるので、そう言うことからここで問を問うているところではあります。

○ 板橋部会長

今お話しいただいた所が、結局必要経費を引いたときに全体をまとめた時には最低工賃をクリアしているけれども、経費を差し引くと問題があると。

○ 労働基準部長

そうですね。

本来であれば工賃だけのところであるはずではありますが、場合によっては経費分をまとめてというケースも、もしかしてあり得なくはないですね。

○ 板橋部会長

ただ、必ず全部使い切るかも分からないので家に残った分とかは、その会社で管理できないから買い取ってもらうという考え方かも知れないし、難しいところですかね。

○ 労働基準部長

そうですね。

ただ、そこがどういう風に行っているかは、個別個別の会社にもよるところもありますので、全体としてこうだという風にも言えないところではあります。

材料を渡して加工してもらって、工賃を払うというのが本当に一般的なのですが、ただ先ほど私が言ったようなケースもなくはないということもあって、それがどういう会社がそういった形態を取っているとか分かりにくいところもあって、行政としても把握できないことではあります。

ただ、今回のA社がどうしているのかというところは、実際に話を聞けるわけですから、そこは確認をさせていただきたいとは思っています。

○ 板橋部会長

その辺はもう基準があるというわけでもないですね。

○ 労働基準部長

そうですね。

ただ、家内労働の定義としては、物の加工が主となるので家内労働者が材料から器材まで何から何までを用意するという事になってくると、家内労働の定義から外れてしまう部分があります、ですので基本的には委託者の方で用意しているのが一般的ですね。

○ 松永委員

ミシンも家内労働者のご本人の物を使ってということが、オーソドックスなスタイルということですか。

○ 労働基準部長

家内労働者のミシンを使ってということもありますし、会社が貸し出すという場合もあります。

○ 松永委員
それも。

○ 労働基準部長
はい。

○ 小池委員
A社が最低工賃を守っていないとか、それに関連しますけれども工賃の支払いで全額支払いなのか、1カ月以内の支払の中で振込手数料を家内労働者負担にしている事例もあります。だから、そのような法違反のところが全国的にも事例にもあります。それは、最低工賃の価格が一番大きいでしょうけど、そういうのも少しアンケートの中に入れた方がいいかなと思います。露骨に出すと会社も嫌がるでしょうから、それが難しいですけれども。

○ 労働基準部長
なかなか難しいのは、行政として違反を見つければ当然指導をしろと言う話にはなるとは思いますけれども、ただ、それを指導してしまうと、今度このような調査の時に正直な事を答えてくれない。そしたら実態が分からない。

実際、統計法でも統計で把握したものは統計以外では使ってはいけないと言われております。

ですから、私たちも最低賃金の審議を行うとき調査を行いますが、その時に実際最低賃金違反というのも当然調査票では見つかります。見つかりますけれども、それではそこを監督指導を行うかという、それは統計法上やってはいけないことになっていますので、そこは目的以外には使えません。

これはあくまで、こういう実態があるということを前提とした上で、今後、改善していかなければならないという課題としてあるにしても、それを踏まえた上でどういう形でやって行ったらいいのかと言うところです。

○ 小池委員
部会長が言われるとおり、弱い立場の人だからこそ敢えてご存じじゃないのか、知っていても言えないのか、事業者側が契約の時に提供すべきなのか、家内労働の応募の時に家内労働契約書というのが多分あるでしょうから。

だから、謳うべきなのか謳わざるべきなのか、そこが法的にどうなんだろうかと。そこを調べていただけますか。規約を結んでいらっしゃいますかとか。

○ 労働基準部長
はい。

○ 板橋部会長
いろいろと御意見が出ましたけれども、よろしいでしょうか。
調査の時こういう事を家内労働者の方に聞きますとか、会社側に言う必要がありますか。

○ 労働基準部長
そうですね。

○ 板橋部会長
別に言ったからと言って、別に本当のことを答えてもらえない訳ではないと思いますけれども。

○ 労働基準部長
何も委託者が知らないままに、家内労働者の方に突然聞くということになると、会社との信頼関係も微妙な形になってくるので、そこは一応ご了解は頂いた方がいいかなとは思っております。

○ 板橋部会長
分かりました。ありがとうございました。
そうしましたら、ただ今皆様から御質問、御意見を頂きましたけれども、それを踏まえて調査方法等について反映させて頂く様にお願いいたします。
それでは、議事次第の（４）「その他」ですけれども、何か事務局の方でございますでしょうか。

○ 賃金室長
日程について、仮に事業場の方がよければ６月９日に事業場視察を考えております。
部会長は、日程的に大丈夫でしょうか。

- 板橋部会長
可能であれば、23 日の方がいいですね。
- 賃金室長
前回、皆様で行くという日程で考えておりましたので、6月9日と23日しかないという話になったのですが、部会長と事務局だけであれば日程は調整できると考えております。
- 板橋部会長
調査においでいただく構成員としては、今、御提案していただいたとおりでよろしいでしょうか。
- 各委員
異議なし。
- 板橋部会長
コロナの事も含めて、視察に行くということに関してはどうでしょうか。
- 小池委員
是非、部会長と事務局にお願いいたします。
- 松永委員
コロナですから少人数で行った方がいいと思います。
- 板橋部会長
ありがとうございます。
行くと言うことで、日程調整させていただきます。
- 松永委員
昨日は、佐賀県も一桁代に減って落ち着いて来ている方向かなと感じていますし、できれば行く方向で考えただいて、その結果増えそうで行けなかった、というのは、部会長と事務局の判断にお任せしてよろしいかと思っています。
- 板橋部会長
ありがとうございます。

○ 賃金室長

私の方から説明し忘れたところがありましたので、説明させていただきたいと思います。

まず資料の45ページを見ていただきたいと思います、「第13次最低工賃新設・改正計画の実施について」参考資料1に基づいて、3年に1回実態調査を行うことになっておりますので、昨年の秋に実態調査を実施しました。

(2)に実態調査の記載がありますが、「実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。」とあります。最低賃金と比較をしてやって下さいという事になっております。

46ページを見ていただきますと、「3 最低工賃の統合又は廃止の検討について」です。先ほど、部会長もおっしゃっておられましたけれども、100人未満に減少し、将来的に増加する見込みがないようなものについては、廃止も含めて検討して下さいとはなっております。

次に、家内労働のしおりを見ていただきたいと思います。

4ページを御覧いただくと、家内労働者の定義がありますが、「1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む）から委託を受けること。2 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。」等、これらが家内労働者の定義となっております。

先ほど、小池委員から、契約書じゃないけれども何かあるでしょう、という話がありましたけれども、家内労働法としては5ページにありますとおり、「基本委託条件の通知」として、家内労働者の氏名、委託者の氏名、営業所の名称・所在地、工賃の支払方法、その他の委託条件などについては、「基本委託条件の通知」の書面で明示して下さい、となっております。

あと、家内労働手帳とありますが、6ページに注文伝票と受入伝票があって、これらも家内労働手帳の一部になりまして、このように書面でやり取りして下さいとはなっております。

7ページは、就業時間です。家内労働者が過剰に長時間働くことにより、健康を害したり、同業者と過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の労働をしなければならないような委託をしないように努め

なければなりませんという努力規定になります。また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

次に、工賃の支払についてです。工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金口座また預金口座への振込みにより支払うことができます、となっております。

続きまして、22 ページと 23 ページを御覧いただきたいと思います。都道府県別最低工賃決定状況一覧で、平成 31 年 3 月 7 日現在で 98 件の最低工賃があります。佐賀県については、婦人既製服製造業だけですけれども、以前は男子既製服製造業と陶磁器製造業の三つが、平成 26 年、27 年にはありましたが、今現在、佐賀県は婦人既製服製造業だけになっております。

ページは飛びますけれども、38 ページと 39 ページを御覧いただきたいと思います。38 ページは、平均就業時間は 1 日 5 時間、平均就労日数は 1 か月 18.3 日となっております。この調査は、全国で 3 年に 1 回調査を行っており、ここにあるのは平成 29 年 10 月の調査結果です。

39 ページは、平均工賃額です。業種は、婦人服に限らずいろいろありますけれども、家内労働の業種は下にありますように電子部品の加工とかいろいろあります。平均工賃額は 1 時間 516 円、1 か月は 4 万 1,961 円というような、最低賃金に比べれば低い数字となっております。

このリーフレットは、令和 2 年度版で最新のリーフレットをお配りしておりますので、現状一番近いのは 1 時間 516 円ということになります。

私の方からの補足の説明は以上でございます。

○ 板橋部会長

ありがとうございます。

先ほど、調査の後に契約書のこともという御提案があったと思いますが、この通知書がちゃんと出されているかどうかの確認ということになりますかね。

ただ今の説明を踏まえて、何か御質問、御意見がございませんでしょうか。

質問ですが、昨年度の調査の結果が、同じようにこのような形にまとまるということですかね。

○ 賃金室長

はい、そうですね。「家内労働のしおり」として発行されます。

- 板橋部会長
いつ頃ですか。
- 賃金室長
早ければ、令和3年度版の「家内労働のしおり」に載る可能性もあるかなと思います。
- 板橋部会長
よろしいでしょうか、他に何かございませんでしょうか。
- 小池委員
「家内労働のしおり」は、佐賀県版というのがありますか。例えば、昭和初期頃には、佐賀県もいっぱいあったはずですよ。
- 賃金室長
佐賀県で最低工賃として定められているのは婦人既製服だけですが、陶磁器でも絵付けや電気部品の組立だとか、いろんな業種があります。ただ、現在最低工賃の適用があるのは、婦人既製服の中の「まとめの業務」という非常に限られたこれだけです。
- 小池委員
全国的にいっぱい業種が残っている中で、最低工賃がないという県はありましたかね。
- 労働基準部長
最低工賃が定められていないところは、和歌山県と確か石川県だったと思います。
- 小池委員
ふたつですか。
- 労働基準部長
そうですね。
- 小池委員
それも100名以下で廃止されたという、前提でよろしいですか。

- 労働基準部長
 ちょっとその辺は、聞いていないので分かりませんが。
- 小池委員
 増えることがないというのが、分かりやすいですね。今の時代に、逆に他の業種が増えているのに、何で規制が入れないのかとか、労働者の意見をまとめて申請しなければならないのかとか、今後増えてくる場合に同じようなやり方をしなければならないのかと思います。
- 労働基準部長
 読めないところですね。
- 小池委員
 昭和 45 年から、家内労働従事者数は減るばかりですからね。だから、玩具とか花火とか部会長が言われるとおり、100 均とかに中国製が増えて日本で作る必要がなくなったというのが背景にあると思います。ただ、それは呼び戻しが絶対ないとも言えない、そこは言われるとおりに危惧するところです。
- 賃金室長
 今お配りしたのは、家内労働は佐賀に限らず電気とか陶磁器とかいろんな業種がありますが、家内労働者を使っている場合は、委託状況届で報告して下さいとなっております。
 「佐賀県における家内労働者数、委託者数の推移」を御覧いただければ一目瞭然ですが、昭和 50 年には 4,921 人の家内労働者がいましたが、令和 3 年では 782 人となっております。
 右側は、委託者数となっております。昭和時代の数字が入っておりませんが、平成 5 年では 278 社の委託者がいたのに令和 3 年では 92 社ということで 3 分の 1 位の数字となっております。
 委託者、家内労働者共に、大きく減っている状況となっております。
- 労働基準部長
 家内労働の定義自体が、物の加工というところがひとつあるので、物の加工でやっぱり機械化されているところが大きくて、あと私の経験的なところで佐賀では分かりませんが、事業場に行って委託の話を聞いたりすると、

実際作ってもらって検品したりする手間がかかるらしいですね。それだったら、自分のところの工場で作ってもらった方がその辺の加工とか修正が早いなど、教育の関係でも自分のところに居ればそこで教育が出来ますけれども、委託者となれば離れておりますのでなかなか難しいと言うところです。物の加工というところで、ネックになっている部分があるのかなと思います。

逆にそれ以外の、例えばパソコン上でやり取りできるようなプログラムを組んだりとかは、もしかしたらこれから外に出されることがさらに加速されることはあり得るかも知れません。

- 小池委員
デザインとか多いでしょうね。
- 労働基準部長
そうですね。
- 小池委員
それを家内労働という概念ではないですよ。
- 労働基準部長
それは、もう家内労働の概念から外れます。そういうのは、今後、さらに増えてくる可能性はありますけれども、物の加工となった時には先ほど言ったような障害があるということは、以前はお聞きしたことがあります。
- 板橋部会長
他にありますでしょうか。
今、話しておりましたが花火師さんも跡継ぎのことで悩んでおられまして、今後、どうしようと悩んでおりますと話されておりました。
- 小池委員
中国でやっぱり作られてますからね。
- 板橋部会長
今のように、工場とか後で何とか食べていかれるようなものにはまって生活できる方はいいですが、家で何かやりたいけれども本当に困った方がないようにと、一つ考えなければというところはあると思います。それを、どなたが考えるのかということをお話しさせていただきました。

○ 労働基準部長

全体の産業政策的な話になってきまして、ちょっと大きな話になってきていますけれどもその一端として、確かに最低工賃をどうしていくかというところはあるのかと思います。

そういう観点も踏まえてご検討いただきたいと思いますと思っています。

○ 松永委員

逆に残しておきたいと思いますね。雇用の県内就職率とか障害者雇用とか言いますけれども、本当に家でしか作業ができない方のための仕事ですから残すためにもというのが出てきますよね。

○ 小池委員

上げる場合もあるでしょうから、工賃から見ればですね。両方の目線で見なければいけません。

○ 板橋部会長

それでは、本日の部会はこれで終わりとさせていただきます。

なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側小池委員、使用者側松永委員にお願いいたします。

皆さん本日はどうもありがとうございました。

お疲れ様でした。

閉会

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
